

半田市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

半田市長 久世孝宏

半田市規則第十六号

半田市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

半田市立保育所条例施行規則（平成十四年半田市規則第六号）の一部を次のように改正する。

第九条第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項中「（様式第八）」を「による現金納付又は口座振替の方法」に改め、同項を第十項とし、第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を第九項とし、第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 前四項の規定の適用を受けてもなお、保育料が発生する場合において、保護者が生計を一にする満十八歳未満の児童が二人以上であり、そのうち年長順に二人目以降の年度の初日において満三歳に達していない児童の保育料は、すべて無料とする。

第十条第二項中「様式第九」を「様式第八」に改め、同条第三項中「様式第十」を「様式第九」に改める。

様式第八を削り、様式第九を様式第八とし、様式第十を様式第九とする。

附則第二項中「第十一項」を「第十二項」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。